

森林管理路緊急整備事業実施要領

平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号の 2 農山村整備局長通知
平成 14 年 11 月 1 日森第 714 号農山村整備局長通知
平成 19 年 6 月 1 日森第 180 号林政部長通知
平成 20 年 3 月 31 日森第 180 号の 2 林政部長通知
平成 21 年 3 月 31 日森第 1078 号林政部長通知
平成 22 年 4 月 12 日森第 67 号林政部長通知
平成 23 年 5 月 17 日森第 191 号林政部長通知
平成 25 年 7 月 24 日森第 420 号林政部長通知
平成 26 年 5 月 30 日森第 273 号林政部長通知
平成 27 年 4 月 24 日森第 164 号林政部長通知
平成 27 年 6 月 29 日森第 386 号林政部長通知
平成 28 年 4 月 18 日森第 118 号林政部長通知
平成 29 年 4 月 25 日森第 106 号林政部長通知
令和 2 年 4 月 20 日森第 99 号林政部長通知
令和 4 年 4 月 26 日森経第 122 号林政部長通知
令和 6 年 3 月 21 日森経第 853 号林政部長通知

(目的)

第 1 森林所有者が日頃から森林の維持管理を実施するためには、作業路、作業歩道の整備は不可欠である。そこで作業路、作業歩道を整備し効率的な森林の維持管理を目的として本事業を行うこととし、その取り扱いは岐阜県補助金交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号、以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知、以下「要綱」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 2 号農山村整備局長通知、以下「検査要領」という。）及び岐阜県森林作業道作設指針（平成 23 年 5 月 17 日付森第 190 号林政部長通知、以下「作設指針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業要件)

第 2 森林の維持管理や森林施業を目的とした継続して利用される作業路及び作業歩道の開設とする。

(補助対象事業)

第 3 補助の対象となる事業は、第 2 の要件を満たし国庫補助事業の採択要件を満たさないもの（予算の都合上国庫補助事業で採択できなかったものを含む）とし、開設延長は 1 路線あたり 50m 以上 300m 以内を補助対象とする。

作業路の構造及び規格については作設指針に適合するもの、作業歩道の構造及び規格は別に定めるものを基準とする。

(事業主体)

第4 事業主体は、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者、森林に係る施業代行者とする。

(事業予定書の作成)

第5 農林事務所長（以下「所長」という。）は、事業主体の事業予定をとりまとめ、事業主体等に対して市町村森林整備計画及び関連法令等への適合状況を確認のうえ、森林経営課長（以下「課長」という。）の指定する様式及び期日等に従って事業予定書を作成・提出するとともに、関係市町村長へ通知するものとする。

(予定補助金額及び事業計画)

第6

- 1 課長は、当該年度予算の範囲内で予定補助金額を配分し所長に通知する。
- 2 所長は、前項により通知された予定補助金額の範囲内で事業主体毎に予定補助金額を通知するものとする。
- 3 事業主体は、前項により通知された予定補助金額の範囲内で、森林管理路緊急整備事業計画書（別記様式1号）を作成し所長に提出するものとする。
- 4 所長は、前項の森林管理路緊急整備事業計画書を取りまとめ、速やかに課長に提出するとともに市町村長に報告するものとする。

(事業計画の変更)

第7

1 重要な変更

事業主体は、第6の3により提出した森林管理路緊急整備事業計画書の補助対象事業費に20%を超える増減が生じた場合は、速やかに理由書を添えて変更計画書（別記様式1号）を所長に提出し協議するものとする。

所長は内容確認のうえ変更するものと認めたときは、事業主体に対してその旨通知するとともに、市町村長に報告するものとする。

2 軽微な変更

事業主体は、軽微な変更（重要な変更以外の変更はただし書きによる）が生じた場合は、速やかに理由書を添えて変更計画書（別記様式1号）を所長に提出するものとする。ただし、第

6の2により事業主体に通知された予定補助金額の増額、予定補助金額の10%を超える減額、計画路線の追加及び廃止に限る。

所長は、変更計画書の提出を受けた場合は、速やかに市町村長に報告するものとする。

- 3 所長は、前項1又は2の変更もしくはその他の事由により、予定補助金額の変更を要すると認める場合には、課長に対して予定補助金額の変更協議を行うものとする。
- 4 課長は、前項の協議を受けた場合は、変更協議の内容を確認し、必要に応じて予定補助金額の変更を行うものとする。
- 5 所長は、前項の4による予定補助金額の通知を受けた場合は、第6の2に準じて予定補助金額を事業主体に通知するものとする。

(事業実施、交付申請の添付書類、事業完了検査)

第8

1 所長への補助金交付申請

(1) 事業主体は、補助金の交付申請、請求、補助金の受領について森林組合等に委任できるものとする。

(2) 事業完了後に補助金の交付申請を行う場合にあっては、事業主体は事業の終了後速やかに所長に対して、要綱第4条の規定による補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に次に定めるアからキの書類を添付し、申請を行う。

ア 森林管理路緊急整備事業(変更)計画書・実績書・実績報告書(別記様式1号)

イ 平面図

ウ 施工前写真及び完成写真

エ 位置図

オ 委任状及び精算依頼書(写)(別記様式2号)

(第8の1(1)に基づく代理申請の場合に限る)

カ 作業道台帳(写)(別記様式5号)

キ 作業道管理規定(写)

(カ、キは作業路の場合に限る)

(3) 事業実施前に交付申請を行う場合にあっては、申請書に第8の1の(2)に定めるア～ウの書類を添付し、申請を行う。

なお、この場合の実績報告については、交付要綱第8条の規定による実績報告書に、第8の1(2)に定めるア、エ、オの書類を添付するものとする。

2 事業完了検査

(1) 検査員は、交付申請若しくは実績報告のあったものについて、県が別に定める検査基準により1路線ごとに事業完了検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

(2) 前項(3)により事業を実施したものについて、事業主体が申請した施行地の一部又は全部が完了し、事業主体から部分完了届(別紙様式6号)の提出があった場合、所長は当該施行地の現地検査が実施することができる。

3 検査員

- (1) 検査は検査員が行う。
- (2) 検査員は農林事務所の職員で所長が命じた者とする。
- (3) 検査は検査員1名以上により実施するものとする。

4 検査の方法

- (1) 検査は申請書の受理後速やかに原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。
- (2) 書類検査及び現地検査にあたっては、原則として申請者若しくは代理申請者、又はそれらの代理人を立会させて行うものとする。
- (3) 検査員は検査した事項を検査調書（別記様式3号）に記入し検査要領の第6条に準じ検査復命書を作成するものとする。
- (4) 現地検査は別に定める基準に従って行うものとする。

5 合否の判定

- (1) 検査の結果、当該路線が本要領の規定に適合しないものであるときは合格と認めない。
なお、合格または不合格である旨を書面等により申請者（立会人）に伝えるものとする。
- (2) (1)の規定により合格と認めない路線で一定期間（ただし、当該年度内に限る。）内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

（補助金の交付決定）

第9 所長は、第8により検査を実施し合格と認めた場合は、速やかに補助金の交付を決定し交付決定通知（別記様式4号）を事業主体に対し行うものとする。

なお、交付決定をもって補助金の実績報告に対する額の確定があったものとみなす。（事業実施前に交付申請を行う場合を除く。）

（補助金の交付決定の条件）

第10 所長は、補助金の交付に当たり次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に、作業路及び作業歩道の全部又は一部を転用若しくは用途変更する場合（作業路及び作業歩道の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定させた後、転用若しくは用途変更する場合を含む）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を受けて作業路及び作業歩道を転用又は用途変更した場合は、当該作業路及び作業歩道につき交付を受けた補助金の全部又は一部を県に返還しなければならない。

ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合は、知事に協議することが出来る。

- (2) 事業主体は、当該作業路及び作業歩道について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付目的に従って使用しなければならない。
- (3) 事業主体及び事業主体から委任を受けて代理申請を行う者は、この補助金の申請、交付

決定通知書に関する書類を補助金交付年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

(4) 事業主体から委任を受けて代理申請を行う者は、補助金受領後遅滞なく事業主体にこれを支払わなければならない。

(5) 規則及び要綱に従わなければならない。

(6) 森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(補助金の額)

第11 補助金の額は、県が別に定める幅員別補助金単価に路線延長を乗じた金額とし、予算の範囲内とする。

(事業実績報告)

第12 所長は、年度事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過した日または翌年度の4月25日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記様式1号)及び当該事業で開設した作業路又は作業歩道の位置図を課長に提出するとともに市町村長に報告するものとする。

(マサ土区間での開設)

第13 マサ土区間で作業路を開設する場合は、予め十分に土質区分図や現地踏査等により土質の把握に努めるとともに、作設指針を遵守し、かつ、最大縦断勾配は4度以下とし、1.5m以内ごとに路体、路盤等の損壊が生じない構造により、横断排水施設を設置すること。

また、申請者は開設後の路面等の状況を確認し、補助金交付年度の翌年から起算して1年間は、毎月末に侵食等の範囲や程度(洗堀の深さなど)について所長へ報告(別記様式7号)すること。

なお、路面等に10cm以上の侵食等が発生した場合は、洗堀等を確認した年度内に管理者の責任において侵食等が再発しない方法により復旧を完了すること。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、必要な要領等の細部手続きは別に定める。

付 則

この要領は平成13年4月1日から施行し、平成13年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成14年11月1日から施行し、平成14年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成19年6月1日から施行し、平成19年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 22 年 4 月 12 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 23 年 5 月 17 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 25 年 7 月 24 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 26 年 5 月 30 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 27 年 4 月 24 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 27 年 6 月 29 日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日以降に実施する事業から適用する。

付 則

この要領は平成 28 年 4 月 18 日から施行し、平成 28 年度事業から適用する。

付 則

この要領は平成 29 年 4 月 25 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

付 則

この要領は令和 2 年 4 月 20 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

付 則

この要領は令和 4 年 4 月 26 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

付 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。